

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。
 本件入札への参加を希望する者は、以下に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第223号(測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について(最終改正：平成30年4月3日施行)。以下「一般的事項等告示」という。)に定める事項を承知の上、応募すること。

平成30年11月26日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 理事長 長谷川 具章

発 注 業 務	業 務 名	天神川流域下水道天神浄化センター 着水井ゲート設備改築設計業務委託		
	業 務 場 所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター		
	業 務 内 容	着水井ゲート設備改築設計 現地調査 1式 ゲート設備改築設計 1式 仮設構造物設計 1式 着水井内部防食塗装設計 1式		
	履 行 期 間	平成31年3月26日限り		
	発 注 業 種	土木関係建設コンサルタント業務		
	業 種	土木関係建設コンサルタント業務		
	予 定 価 格	非公表		
入 札 参 加 者 の 条 件	会 社 要 件	単 独 ・ 共 同 企 業 体 の 別	単独	
		本 店 所 在 地	-	
		入 札 参 加 資 格	鳥取県土木関係建設コンサルタント業務	
		建 設 コ ン サ ル タ ン ト 登 録	下水道部門	
		常 勤 全 技 術 者 数	-	
		資 格 技 術 者 数	総合技術監理又は上下水道の技術士(選択科目:下水道)を5名以上有すること	
		同 種 業 務	-	
	同 種 業 務 実 績	-		
配 置 技 術 者 要 件	土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	管 理 技 術 者	特定資格	総合技術監理又は上下水道の技術士(選択科目:下水道)あるいはRCCM(下水道部門)
			同種業務 履行実績	-
		照 査 技 術 者	特定資格	総合技術監理又は上下水道の技術士(選択科目:下水道)あるいはRCCM(下水道部門)
			同種業務 履行実績	-
そ の 他	-			
応 募 方 法	提出場所及び様式の交付場所	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	住所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517
			電話	0858-35-4423
	入 札 参 加 書 類	入札参加申込書(一般的事項等告示様式第1号)のうち、入札参加条件として必要な項目について記載するとともに、必要な書類(鳥取県土木関係建設コンサルタント業務の登録が確認できる書類の写し等)を添付し、入札日当日持参すること。		
	提 出 部 数	1部		
入 札 手 続	郵 送 の 可 否	-		
	入 札 方 式	紙入札		
	質 問 書 提 出 期 限	平成30年11月30日(金)午後5時まで		
	回 答 期 限	平成30年12月4日(火)までにインターネットのホームページ(http://www.t-tenjin.org/)によりまとめて閲覧に供する。		
	入 札 及 び 開 札 日 時	平成30年12月6日(木)午後1時30分から		
支 払 条 件	入 札 保 証 金	開札日に有効な入札参加資格を有している者に限り免除とする。		
	適 用 さ れ る 制 度	-		
業 務 関 係 図 書 の 閲 覧 場 所	支 払 条 件	単年度		
	業 務 関 係 図 書 の 閲 覧 場 所	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	住所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517
問 い 合 わ せ 先	事 務 手 続	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	住所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517
			電話	0858-35-4423
	技 術 的 事 項	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	住所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517
		管理運営班	電話	0858-35-4423
備 考	本件入札は、鳥取県建設工事等紙入札執行要領による。 設計書及び仕様書(特記仕様書)等の閲覧・交付は、平成30年11月26日(月)からとし、午前9時から午後5時までまでの間、当公社において行う。(土日、祝祭日を除く。)			

平成 24 年鳥取県告示第 223 号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）

改正後全文（最終改正 平成30年 4 月 3 日鳥取県告示第234号）

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成 28 年鳥取県告示第 615 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。
 - (3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、当該入札の入札書提出期間の末日から開札の日（以下「開札日」という。）までの期間に含まれていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から開札日までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。
 - (5) 入札参加者の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）に常勤する技術者（以下「常勤技術者」という。）のうちに、次の表の左欄に掲げる業務の種別（以下「業種」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（以下「管理技術者等」という。）及び照査技術者（以下これらを「配置技術者」という。）として、業務の履行期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。）を有していること。なお、複数の業種からなる業務の管理技術者等は、現場代理人を除き、それぞれの業種の管理技術者等とする。また、管理技術者等は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

業種	管理技術者等
測量業務	現場代理人
	主任技術者
建築関係建設コンサルタント業務	管理技術者
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者
地質調査業務	現場代理人
	管理技術者
補償関係コンサルタント業務	主任担当者

- (6) 県内向け公募型入札の場合に応募条件に付す資格、技術者等は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成 19 年 8 月 1 日付第 200700065699 号鳥取県県土整備部長通知）に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されているものとし、配置技術者は、県内の事務所等の常勤技術者であること。
 - (7) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(6)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。
 - ア 自主的に結成されたものであること。
 - イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。
 - (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第 19 条第 1 項第 6 号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に 3 メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイの(イ)に定める添付書類その

他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えてインターネットの県のホームページ (<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面 (以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ 当該入札に共同企業体として参加する場合にあっては、次に掲げる書類

(ア) 当該共同企業体の協定書の写し

(イ) 当該共同企業体の各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表者に委任することを証する委任状

ウ 調査基準価格(鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱(平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知。以下「低入調査要綱」という。)第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。)を設定する入札において、入札者が同条第1号に規定する低入札価格調査の対象となったときに同調査に応じる意向がある場合は、低入調査要綱第5条第3号に規定する低入札価格調査意向確認書(以下「意向確認書」という。)

エ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類及び入札書(以下「提出書類」という。)は、調達公告で定めるところにより、提出期間内の各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時15分(提出期間の末日にあっては午後4時)までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、それらの方法に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、調達公告に定める提出期間の末日までに必要部数を提出場所に持参、郵便又は信書便による送達により提出すること。

なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された提出書類は、返却しない。
(4) 提出された提出書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札及び鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例(平成14年鳥取県条例第68号)に基づき設置される鳥取県建設工事等入札・契約審議会の審議以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 1に掲げる条件の審査は、開札の結果、落札予定者となった者に対して行う。この場合において、当該落札予定者が2の(2)に規定する持参すべき書類があるときは、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。

(3) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認されたものとする。ただし、落札予定者が次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者又は総合評価入札方式を行った測量等業務について入札した他の者のうち総合評価の点数が最も高い者を改めて落札予定者とする。

ア 調査基準価格を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ 鳥取県知事から資格(指名)停止措置を受けた期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に

含まれるとき。

ウ その者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき。

- (4) 落札者が契約締結の日（議決を要する業務にあっては、議決の日の翌日）までに資格停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者又は総合評価入札方式を行った測量等業務について入札をした他の者のうち、総合評価の点数が最も高い者を改めて落札予定者とする。
- (5) 落札予定者であって、1に掲げる条件を具備しないとされたもの及び（3）のただし書により落札者とされなかったものについては、その旨及び条件を具備しないとされた理由又は落札者とされなかった理由を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。
- (6) 1に掲げる条件を具備しないとされた者及び（3）のただし書により落札者とされなかった者は、書面によりその理由について発注機関（発注業務の委託契約を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。
- (7) 当該入札の入札参加者は、入札結果に疑義があるときは、原則として開札日の翌日（休日を除く。）の午後4時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求めることができる。
- (8) 発注機関は、（6）及び（7）により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (9) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知。以下「成果品重点確認実施要綱」という。）第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格（成果品重点確認実施要綱第2条第1号に規定する価格をいう。以下同じ。）を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員）は、調達公告に定める特定の資格及び実績を有する常勤技術者（以下「重点配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、重点配置技術者は、当該適用対象業務の他の重点配置技術者若しくは担当技術者又は他の成果品重点確認業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の重点配置技術者若しくは担当技術者と兼務することはできない。また、当該適用対象業務の担当技術者は、他の成果品重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者と兼務することができない。
- (10) 成果品重点確認価格を下回る価格で入札し落札予定者となった者が、次に掲げる要件の全てを満たす重点配置技術者調書を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の正午までに提出できない場合、その者の入札は無効とする。
 - ア 資格者証等が添付されているものであること。
 - イ 重大かつ明白な不備がないこと。
 - ウ 重点配置技術者は、開札時において、他の成果品重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者に選任されているものでないこと。
- (11) 落札者が発注業務に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。
- (12) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (13) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (14) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報対応マニュアル（平成18年11月17日付第200600120607号鳥取県総務部長通知）に定める談合情報があった場合は、同マニュアル第2の2の（3）に基づき条件付入札を行う。
- (15) 調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格で入札し、意向確認書を提出している者は、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。
- (16) 意向確認書を提出していない者が低入調査要綱に定める低価格入札をした場合、その者のした入札は無効とする。

(17) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 落札決定後の手続き

- (1) 入札終了後、落札者（免税業者に限る。）は、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。
- (2) 契約は建設工事に関する設計、調査及び測量の委託に係る標準書式について（平成9年4月21日付管第61号鳥取県土木部長通知）によって行うものとする。

5 入札閲覧設計書に関する質問等

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、電子入札システムの所定の画面（「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容）において閲覧できる。

また、入札閲覧設計書に関する積算条件情報を調達公告に定める質問回答期限までに入札情報HPの発注図書一覧に追加掲載することがあるので、入札参加者は確認の上、応札すること。

6 入札の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板又は入札情報HPに掲載することにより行う。
- (2) 入札参加書類及び低価格配置技術者調書の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
- (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。
- ~~(4) 発注業務に関する図書の複写物は、入札の日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。~~
- (5) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

制限付一般競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の測量等業務の制限付一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名： 天神川流域下水道天神浄化センター 着水井ゲート設備改築設計業務委託

住 所
商号又は名称
代 表 者 印
担当者
連絡先（電話番号）

1 基本事項

番号	確認事項	記入欄	
1	入札参加資格	鳥取県土木関係建設コンサルタント業務	登録あり ・ 登録なし
2	地方自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない	
3	資格停止措置	該当あり・該当なし	

2 建設コンサルタント等登録状況

登録番号	登録年月日	登録部門	技術管理者氏名

3 常勤全技術者数（人）

常勤全技術者数（県内に本店を有する有資格者の場合に記入）

人

4 資格技術者数

資格名	人数	業務に該当する技術部門・選択科目、専門技術部門又は登録部門	
		人数	人数
	人		人
	人		人
	人		人
合計	人		人

制限付一般競争入札参加申込書作成要領

平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「共通告示」という。）に基づく制限付一般競争入札に係る入札参加申込書の作成に関しては、公告に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 記載要領（様式第1号）

(1) 基本事項

共通告示1の(1)及び(3)についての該当の有無及び鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知。以下「成果品重点確認実施要綱」という。）第5条に基づく配置技術者の状況について該当するものすべてを記載すること。

(2) 建設コンサルタント等登録状況

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項、又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を入札参加者の条件とする場合に、登録を受けている部門の登録番号等を記載すること。

(3) 常勤全技術者数

県内に本店を有する者（準県内業者（県外に本店を有する者で、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第5左欄測量等業務の右欄に定める条件を具備する者をいう。以下同じ。）を含む。）は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知）に係る技術者状況調査報告（以下「技術者状況調査報告」という。）により県に登録されている全技術者数（入札書提出期間の前日までに登録されている測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事する者に限る）を記載すること。

(4) 資格技術者数

ア 次の表の左欄に掲げる資格技術者については、それぞれ同表右欄の条件を満たすとともに、調達公告で定める条件を満たしていなければならない。

資格技術者	条 件
測量士	測量法（昭和24年法律第188号）第50条の規定に基づく資格を有し、かつ同法第49条の規定に基づく登録を受けていること。
技術士	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第3項の規定に基づく資格を有し、かつ同法第32条の規定に基づく登録を受けていること。
シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）	一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、同資格制度施行規程第8条の規定に基づく登録を受けていること。
地質調査技士	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、同試験規程第12条の規定に基づく登録を受けていること。
コンクリート診断士	公益社団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート診断士試験に合格し、その登録を受けていること。
補償業務管理者	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第3条第1項に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者であること。
補償業務管理士	一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第12条の規定に基づく規定する資格を有し、かつ同規程第14条の規定に基づく登録を受けていること。

一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第12条から第14条までの規定に基づき実施される一級建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
二級建築士	建築士法第12条、13条及び第15条の規定に基づき実施される二級建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
木造建築士	建築士法第12条、13条及び第15条の規定に基づき実施される木造建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
建築設備士	建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有し、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の19の規定に基づく登録を受けていること。

イ 県内又は県外の事務所等の常勤技術者のうち、調達公告で定める技術者の資格を有する者（以下「資格技術者」という。）の保有者数（**実人数**）を記載すること。

(5) 会社要件

ア 業務受注実績

(ア) 調達公告で定める同種業務を受注した実績（共同企業体の構成員として受注した実績については、出資割合が調達公告で定める割合以上の構成員としてのものに限る。以下「同種受注業務実績」という。）を有していることを入札参加者の条件とする場合に記載すること。

(イ) 同種業務受注実績の中から代表的なものを記載すること。

(ウ) 同種業務受注実績は2件を限度とし、県内において受注したものを優先しつつ、発注者が県であるもの、国又はこれに準ずる公共的団体であるもの、市町村であるもの及びそれら以外のものの順に記載すること。

(エ) 同種業務受注実績を有することを証するものとして、委託契約書及び仕様書の写し、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写し等を添付すること。なお、共同企業体の構成員として受注した業務の場合は、当該企業体の協定書の写しも添付すること。

イ 業務履行実績

(ア) 調達公告で定める同種業務を県内又は県外の事務所等の常勤技術者が管理技術者、主任技術者、主任担当者又は担当技術者として履行した実績（以下「同種業務履行実績」という。）を有していることを入札参加者の条件とする場合に記載すること。

(イ) 同種業務履行実績がある者の同種業務履行実績の中から代表的なものを記載すること。

(ウ) 同種業務履行実績は2件を限度とし、鳥取県内において受注したものを優先しつつ、発注者が県であるもの、国又はこれに準ずる公共的団体であるもの、市町村であるもの及びそれら以外のものの順に記載すること。

(エ) 同種業務履行実績を有することを証するものとして、委託契約書及び仕様書の写し、測量調査設計業務サービス（TECRIS）への登録の写し及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し）を添付すること。ただし、技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者を除く。

(6) 配置予定技術者

ア 共通告示1の(5)の配置技術者**について**記載すること。

イ 配置技術者の区分ごとに記載すること。

ウ **配置予定技術者**は2名まで記載することができる。

エ 継続雇用期間の欄には、配置予定技術者が採用された日から開札日までの雇用期間を記載すること。

オ **配置技術者が調達公告で定める特定資格（以下「特定資格」という。）を有していることを入札参加者の条件とする場合に、**特定資格の資格者証について記載すること。

カ **オ**に記載した特定資格を有していることを証するもの（合格証明書の写し、資格者証の写し等）及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し）を添

付すること。ただし、技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者を除く。
キ 配置技術者に同種業務履行実績があることを入札参加者の条件とする場合は、同種業務履行実績に係る項目について記載すること。

ク キに記載した同種業務履行実績を有していることを証するもの(測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)への登録の写し等)を添付すること。

ケ キに記載した業務に従事したときの役職を記載すること。

(7) 県内営業所等の県税の納付状況

調達公告で県外に本店を有する者(準県内業者を除く。以下「県外業者」という。)に対し県内営業所等を有することを条件とする場合に、主たる県内営業所等の法人県民税、法人事業税の納付状況について記載すること。

(8) その他

ア 契約権限を有する営業所等が入札参加申込みを行なう場合は、営業所の代表者名等を記載すること。

イ 共同企業体対象業務においては、様式第1号は構成員ごとに別様で作成し、代表構成員が一括して提出すること。

2 添付書類

添付書類は、応募条件に応じ、以下のとおりとすること。

(1) 建設コンサルタント等登録状況

県外業者においては、建設コンサルタント登録規程第7条(様式第18号ホ)、地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書(様式第18号ホ)、又は補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書(様式第18号ハ)の写しを添付すること。

(2) 資格技術者数

県外業者においては、技術士の有資格者数を証明する書類として、建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書(様式第18号ニ)の写しを添付すること。

(3) 会社要件

ア 実績業務内容証明書欄に記載した書類の写しを添付すること。

イ 業務履行実績に記載された技術者について、実績業務内容証明書欄に記載した書類の写し及び健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しを添付すること。

(4) 配置予定技術者

ア 県外業者においては、常勤であることを証するものとして、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しを添付すること。

イ 実績業務内容証明書欄に記載した書類の写しを添付すること。

(5) 当該案件が共同企業体対象業務である場合は、以下の書類を添付すること。

当該共同企業体の協定書の写し

3 事後提出書類

以下の書類については、開札後入札執行者に求められたときに次の期日までに提出するものとする。

事後提出書類	提出期限
当該案件が共同企業体対象業務である場合、当該共同企業体の各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表者に委任することを証する委任状(入札参加申込日以前の日付のものに限る)	開札日の翌日(休日を除く)の正午
成果品重点確認実施要綱第2条第1項第4号に規定する 成果品重点確認 落札者となった場合、 重点 配置技術者調書(様式第2号)	
県外業者が県内営業所等を有することを条件とする業務の落札予定者に	契約日の前日

なった場合、主たる県内営業所の県税に係る納税証明書（未納税額がないことの証明であって、開札日の1か月前の日以降に発行されたものに限る。）の写し	
---	--

入札書（第 回）

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 理事長 長谷川 具章 様

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則、鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧の上、次のとおり入札します。

年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

代理人 氏 名

印

建設工事（測量等業務）の名称	天神川流域下水道天神浄化センター 着水井ゲート設備改築設計業務委託
建設工事（測量等業務）の場所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター
入 札 金 額	

備考

- 1 入札書は、封かんの上、表面に建設工事等の名称及び場所並びに住所、商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、算用数字で記載すること。

様式第2号（第24条関係）

委 任 状

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 理事長 長谷川 具章 様

私は、氏名 _____ を代理人と定め、次の建設工事（測量等業務）に関する入札の一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

受任者 氏 名

印

建設工事（測量等業務）の名称	天神川流域下水道天神浄化センター 着水井ゲート設備改築設計業務委託
建設工事（測量等業務）の場所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター